

令和3年第6回美幌町議会臨時会会議録

令和3年8月4日 開会

令和3年8月4日 閉会

令和3年8月4日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 3 行政報告
日程第 4 発議第 3 号 美幌町議会改革・活性化調査研究特別委員会設置及び委員選
任について
日程第 5 承認第 1 1 号 専決処分の承認について〔令和 3 年度美幌町一般会計補正予
算(第 4 号)〕
日程第 6 議案第 5 3 号 動産の取得について〔多目的バス〕
日程第 7 議案第 5 4 号 美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
日程第 8 議案第 5 5 号 令和 3 年度美幌町一般会計補正予算(第 5 号)について

○出席議員

- | | | | |
|-------|-----------------|-------|-------------|
| 1 番 | 戸 澤 義 典 君 | 2 番 | 藤 原 公 一 君 |
| 3 番 | 大 江 道 男 君 | 4 番 | 高 橋 秀 明 君 |
| 6 番 | 伊 藤 伸 司 君 | 7 番 | 坂 田 美 栄 子 君 |
| 副議長 | 8 番 岡 本 美 代 子 君 | 9 番 | 稲 垣 淳 一 君 |
| 1 0 番 | 古 舘 繁 夫 君 | 1 1 番 | 上 杉 晃 央 君 |
| 1 2 番 | 松 浦 和 浩 君 | 1 3 番 | 馬 場 博 美 君 |
| 議 長 | 1 4 番 大 原 昇 君 | | |

○欠席議員

- 5 番 木 村 利 昭 君

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席説明員

- | | | | |
|---------|-----------|-------------|---------|
| 美 幌 町 長 | 平 野 浩 司 君 | 教 育 委 員 会 長 | 矢 萩 浩 君 |
| 監 査 委 員 | 高 木 清 君 | 教 育 委 員 会 長 | |

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席受任説明員

- | | | | |
|-------------------|-----------|-----------------|-------------|
| 副 町 長 | 高 崎 利 明 君 | 総 務 部 長 | 小 室 保 男 君 |
| 町 民 生 活 部 長 | 後 藤 秀 人 君 | 福 祉 部 長 | 河 端 勲 君 |
| 経 済 部 長 | 石 澤 憲 君 | 建 設 部 長 | 那 須 清 二 君 |
| 病 院 事 務 長 | 但 馬 憲 司 君 | 事 務 連 絡 室 長 | 志 賀 寿 君 |
| 会 計 管 理 者 | 西 俊 男 君 | 総 務 課 長 | 関 弘 法 君 |
| 財 務 課 長 | 吉 田 善 一 君 | 町 民 活 動 課 長 | 佐々木 斉 君 |
| 戸 籍 保 険 課 長 | 立 花 良 行 君 | 農 林 政 策 課 長 | 田 中 三 智 雄 君 |
| みらい農業課長 | 午 来 博 君 | 病 院 総 務 課 長 | 以 頭 隆 志 君 |
| 地 域 医 療 連 携 課 長 | 高 山 吉 春 君 | 教 育 部 長 | 遠 藤 明 君 |
| ス ポー ツ 振 興 課 長 | 浅 野 謙 司 君 | 監 査 委 員 事 務 局 長 | 遠 國 求 君 |
| 監 査 委 員 事 務 局 次 長 | 小 室 秀 隆 君 | | |

○議会事務局出席者

事務局	局長	遠國	求君	次	長	小室	秀隆	君
議事	係長	高田	秀昭	庶務	係長	村田	剛	君
庶務	係	新田	麻美					

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、令和3年第6回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番藤原公一さん、3番大江道男さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る7月30日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君）〔登壇〕 令和3年第6回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る7月30日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、まず初めに、町長から行政報告を受けます。

その後、議会提出案件として、美幌町議会改革・活性化調査研究特別委員会設置及び委員選任について、町提出案件として、専決処分の承認1件、議案2件、補正予算1件、以上のとおりであります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日1日限りといたします。

議員各位は、さきに質問した議員との重複質問を避け、簡潔な発言に努め、慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、

行政職員の皆さんには、真摯な答弁と対応をお願いし、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

なお、木村議員、所用のため欠席の旨、届出がありました。

また、本臨時会中、町広報及び議会広報のため、写真撮影を行いますので御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可していますので、併せて御承知お願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（大原 昇君） 日程第3 行政報

告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 本日、ここに令和3年第6回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明申し上げます。

行政報告といたしましては、第1に、東京2020パラリンピック競技大会出場についてであります。

このたび、8月24日より東京都で開催されます第16回パラリンピック競技大会に、陸上競技男子車椅子5,000メートル競技の日本代表選手として、本町元町在住の久保恒造選手が出場することになりました。

久保選手は、これまで冬季パラリンピックでは2010年のバンクーバー大会、2014年のソチ大会に出場し、ソチ大会ではバイアスロン競技で銅メダルを獲得しております。

また、夏季パラリンピックでは、2016年のリオデジャネイロ大会に続く2大会連続の出場となり、夏・冬合わせて4大会出場の快挙となりました。

今回の出場については、本年4月の代表最終選考会において、好記録で優勝したことなどが評価され、選ばれたものであります。

町といたしましても大変名誉なことであり、町民の皆さんと次代を担う子供たちに限りない夢と希望を与え、本町のスポーツ振興に大きな影響を与えるものと考えております。

久保選手の大きな活躍を願い、7月20日には、美幌町スポーツ協会や美幌町陸上競技協会を中心に、久保選手を町民挙げて応援すべく、オリンピック・パラリンピック選手後援会が発足されたところであります。

パラリンピックという輝かしい世界の舞台において、活躍される勇姿を多くの皆さんと応援の上、これまで積み重ねてきた努力の成果を存分に発揮され、御健闘することを大いに期待するところであります。

第2に、美幌町立国民健康保険病院の医師の退職についてであります。

平成28年4月1日に採用いたしました、内科の常勤医師である小林秋人医師より、去る7月16日、一身上の都合、体調不良により令和3年8月31日付をもって退職したい旨、退職願の提出があったところであります。

町といたしましては、慰留に努めてまいりましたが、本人の意思を尊重し、退職を承認したところであります。

内科診療は、本年4月より常勤医師4名及び非常勤医師1名で診療に当たってまいりましたが、今回の対応として、さらに非常勤医師1名を採用し、7月より診療に当たっているところであります。

常勤医師の退職により、入院及び外来診療、透析診療についても、医師の負担増が懸念されるため、1日でも早い後任医師の確保に努めるとともに、今後も診療体制充実を目指し、最大限の努力を重ねてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、御提案いたします議案等について御説明申し上げます。

専決処分の承認について。

承認第11号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第4号）については、東京2020パラリンピック競技大会出場選手支援のため急を要したことから専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

動産の取得について。

議案第53号は、多目的バスについて、入札結果に基づき取得することについて議決をいただきたいのであります。

条例の改正について。

議案第54号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードの発行主体として明確に位置づけられるとともに、マイナンバーカードの再発行に係る手数料の徴収事務については、同機構が市区町村長に委託して行う形に位置づけが改められることから、当該カードの再交付に係る手数料について廃止し、別表から削除する改正を行おうとするものであります。

補正予算について。

議案第55号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第5号）については、産地生産基盤パワーアップ事業補助金として470万3,000円を、美幌町アスパラ振興推進事業補助金として122万2,000円の増額を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。行政報告と提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしく御願ひ申し上げます。

○議長（大原 昇君） ただいまの行政報告について質疑を許します。

質疑は、1人3回までといたします。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） ただいま行政報告があった、2点目の国保病院の医師の退職について、3点ほどお伺いいたします。

まず1点目は、令和元年12月から今回の医師退職を含めて約1年8か月の間に、定年退職者もいますけれども、6名の先生が退職されている。この現状について、町長はどのように受け止めているのかが1点であります。

2点目は、小林医師は本当に優秀な、患者にとってはすばらしい先生だったと思います。小林先生が退職することによって、

医師の人員が少なくなっている現状にあります。入院・外来診療、透析の診療及び当直について、現在の医師だけで対応はどうか。非常に医師の負担が出てくると思いますので、この対応がどうか、お聞かせ願ひたいと思います。

3点目であります。

行政報告にありましたけれども、今後の体制であります。

外科を含め、後任の医師の確保の見通しについて、現在公表できるものがあれば、お聞かせ願ひたいと思います。

以上、3点お願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 3点の御質問をいただきました。

2点目の医師の負担への対応、それから、今後の医師の見通しについては、病院事務長からお話をさせていただきたいと思ひます。

1点目の約1年8か月で6名の医師がやめたというか、退任された方もいますけれども、町長としてどう受け止めているかということでもあります。

私としては、6名の方がやめたということで、それは、私が町長になってやめたという認識ではありません。

ただ、タイミング的に、先生が美幌で勤務をされていて、一つの人生のサイクルとして、次の病院を希望されている方もいて、ずっといていただきたいということをお願いしたとしても、最後まで強権することは難しい状況があって、最終的にはやめることを認めてきた状況であります。

町民の方々は、先生方が減ると日常的に見ていただける先生、対応していただける先生が減るわけですから、御迷惑をかけているという認識は持っておりますし、少しでも早く、医師確保について私としてできることについてはしっかりとやっていきたいと思っております。

私どもの医師の確保の仕方については、

予算でも認めていただいていますけれども、専門の方に医師を探してもらい、あとは私どもの病院とマッチングするという形を取っているわけですので、そういうところについても、東京に出かけたり、美幌の実情をお話しして、何とか美幌に来ていただける候補を上げてほしいというお願いをしている経過もあります。

そういう意味では、なかなか医師を増やすことができていないことに対しては、町民の皆様にはおわびいたしますし、行政報告にもありましたけれども、今後もしっかりと医師確保に努力していきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 馬場議員の御質問にお答えします。

小林医師の退職による影響と申しますか、現体制で外来診療、入院診療、透析診療、また、当直における体制は大丈夫なのかということでございます。

小林先生は内科の先生ということもありまして、通常は一般外来で週5日の枠があったわけですが、その対応といたしましては、行政報告でも御報告をさせていただきましたとおり、4月に非常勤の先生を1人、7月にさらに非常勤の先生を、いずれも内科診療をやっていただける先生ということで確保しております。この体制の中では、週4日の外来診療を通常どおり行えていると思っております。

ただ、週のうち1日だけ、一こまだけは先生間の調整ができないということで、診療をお休みさせていただいている状況でございます。

また、入院診療でございますけれども、当然、常勤の先生がメインとなって入院患者の診療に当たるわけですが、非常勤の先生ではそこまでの診療ができない部分もございますので、小林先生が受け持っていた患者さんにつきましては、従来から勤務いただいている常勤の先生たちに割

り振りながら対応させていただいているところがございますので、その分については医師の負担が増えているということがございます。

透析診療につきましても、当然、透析専門の先生が常勤ではないということで、従来から分担制でやってきたこともありまして、そちらも非常勤の先生は対応してございませんので、小林先生の枠については、その他の常勤の先生に割り振りして、御対応いただいている状況でございます。

次に、当直の関係でございますけれども、今回、4月以降に2人の非常勤の先生を採用しておりますが、従事いただく中に当直を含めた形で雇用しておりますので、週のうち2日間は非常勤の先生に当直をしていただいているということで、その部分の常勤の先生の負担はないと考えてございます。

3点目の御質問でございます。

医師確保の見通しについてでございますが、現在、医師確保の取組につきましては、インターネットの募集広告ですとか、紹介会社からの直接の御紹介、紹介会社を経由して候補者に対するオファーをかけるという取組をしているところでございます。

ここ1年間で現在まで、紹介及びオファーの実績として、全ての診療科で71件ほど対応をさせていただいておりますが、その中で面接に至った経過もありますが、いずれも採用には至っていないという形でございます。

昨年来、新型コロナウイルスの影響等もありまして、医師自身の転職の動きが非常に少なくなっている状況にありまして、大変厳しい状況でございます。

町長から報告のあったとおり、常勤医師の負担を考えますと、1日でも早く確保をするように努めてまいるとございまして、現在のところ、医師の確保の具体的なオファーはないという状況でございます。

ます。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 今回の小林先生の退職について、しばらくの間は体調不良ということだったのですけれど、今はコロナワクチンの集団接種を平日含めて多くの人数を国保の先生方が一生懸命やっているとと思うのです。

今、医者確保が厳しいので、非常勤の先生が来ていますが、その中で、土曜日の集団接種があって、日曜日もあった。そして、今度はそれを集中して集団接種をコミュニティセンターに切り替えたとなれば、国保の先生方の負担が大きくなっていると思うのです。

このまま何か月かかるかわからないですけど、先生方の休暇もしくは体調不良、あとは職務の配置の問題だとか、先生方も人間ですから過度の重労働になっていることはないと思うのですけれど、長時間労働、休暇がないだとか、その辺については今の人数で間違いはないのかどうか、それだけ再度念を押したいです。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） ワクチン接種に係る医師確保につきましては、確かに7月には病院からコミセンに変えて、毎日先生方には大変な思いをさせたという実態であります。

以前にも皆様にお話ししておりますけれども、何とか9月いっぱいまでは集団接種を土日にやりたいという中で、先生方にはこれ以上負担をかけられない分については、それ以外の先生方については全部私が医師を探して確保しております。

ですから、7月については、土曜日の集団接種については町立病院ではない、本州から来ていただきました。

それから、8月、9月の医師会でやる以外は、町立病院の先生にも協力をお願いす

るところは話をしていますけれど、無理なお願いはしてなくて、不足分については、全て他のところから来ていただく形で、主に北見、それから、札幌から先生に来ていただいて対応していますので、ワクチン接種に関する事で先生方に負担をかけていることは事実でありますけれども、全ての負担を町立病院の先生方にかけてはいないと私は思っておりますので、他からの医師をしっかりと確保した中で進めていく予定でありますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 松浦議員の御質問にお答えいたします。

常勤の先生たちの過度な負担という部分でございますが、確かに常勤の先生が1人退職されることによりまして、これまでと同様の診療を続けていくということになりますと、それなりの負担が当然かかってくるだろうと思っております。

そういう中で、非常勤の先生を雇用したり、もしくは、先生の事務的な負担を何とか違う職種の人がやってくれるようなことを考えながら、これまでもやってきましたし、そういった体制を今後も取り入れていきたいと思っております。

当然、休暇の取得ですとか、時間外労働ですとか、そういったものも関わってきますが、ここは労働基準法制上の問題も当然抱えておりますので、それは過度なものにならないように、病院の中でしっかり打合せをしながら、どういったことができるのか、どういう事務負担の軽減ができるのか、その辺を十分協議しながらこれまで進めてきておりますので、今後の見通しとしましては、そういった医師の業務を他の職種に移管するような、そんな取組を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） よくわかりました。

お医者さんを含めて、いろんな技術系の人もしくは看護師も含めて、お医者さんが行く以上は、その方々も同じことが起きているのかなど。私の計算だと、相当数労働負荷がかかる計算になると思います。

ぜひ、その辺の打開策もしくは改善策ができましたら、また議会側にしっかりと説明するぐらいの余裕がないといけないと思いますけれど、それについては、体制整備した段階で、議会側に報告することが可能かどうかだけお願いします。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 松浦議員おっしゃるとおり、医師の負担は相当になってくると思っておりますので、体制の変更点、改善点があれば議会にも御報告させていただきたいと考えてございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、行政報告を終わります。

◎日程第4 発議第3号

○議長（大原 昇君） 日程第4 発議第3号美幌町議会改革・活性化調査研究特別委員会設置及び委員選任についてを議題とします。

本案は、美幌町議会会議規則第14条第1項の規定により、馬場博美さんほか4名から議長に提出されましたので、直ちに提案理由の説明を求めます。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君）〔登壇〕 発議第3号美幌町議会改革・活性化調査研究特別委員会設置及び委員選任について提案理由の説明をいたします。

提出者は、私、馬場博美、戸澤義典議員、岡本美代子議員、上杉晃央議員、高橋秀明議員の5名であります。

地方分権の中、市町村の役割は増大し、住民に対する説明と理解が一層求められております。町民から負託された議決機関である町議会は、町民の立場に立って物事に取り組む姿勢がより必要であり、その議決過程においても、町民への情報提供等の取組を新たに考え、町民の求める課題解決に役立てていかなければなりません。

また、地方創生への取組が求められている中、二元代表制における議会の存在意義や議員の果たすべき役割、議会と町民のあるべき姿をより具体的な形で示していく必要があります。

このような状況を踏まえ、美幌町議会は、議会が一丸となり、地方創生時代にふさわしい議会権能のさらなる充実強化を図るため、議会の活性化に取り組む必要があります。

また、議会の公平性・透明性を確保し、町民に開かれた議会、町民参加を推進する議会、町民に信頼される議会を目指し、議会改革を推進していく必要があることから、議会改革・活性化に係る調査・研究のため、特別委員会を設置し、委員の選任を求めるものであります。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案について、議長を除く13人の委員をもって構成する美幌町議会改革・活性化調査研究特別委員会を設置し、これに付託の上、本委員会の調査は、調査終了まで閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、議長を除く13人の委員をもって構成する美幌町議会改革・活性化調査研究特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました美幌町議会改革・活性化調査研究特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第7条第2項の規定により、1番戸澤義典さん、2番藤原公一さん、3番大江道男さん、4番高橋秀明さん、5番木村利昭さん、6番伊藤伸司さん、7番坂田美栄子さん、8番岡本美代子さん、9番稲垣淳一さん、10番古館繁夫さん、11番上杉晃央さん、12番松浦和浩さん、13番馬場博美さん、以上13人を指名したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました13人の方を美幌町議会改革・活性化調査研究特別委員会の委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩中に特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

再開は、10時55分といたします。

午前10時34分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

委員長に岡本美代子さん、副委員長に馬場博美さん、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第5 承認第11号

○議長（大原 昇君） 日程第5 承認第11号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の7ページになります。

承認第11号専決処分の承認について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求める。

8ページをお開き願います。

専決処分書。

令和3年度美幌町一般会計補正予算（第4号）について、東京2020パラリンピック競技大会出場選手支援のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は、令和3年7月8日付でございます。

専決内容について御説明いたしますので、9ページを御覧ください。

令和3年度美幌町一般会計補正予算（第4号）。

令和3年度美幌町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億9,789万2,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、議案書の18、19ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3、秘書渉外事務費の増、15万1,000円につきましては、東京の新国立競技場において開催される東京パラリンピック競技大会、陸上男子車椅子5,000メートルに出場する、本町出身で町内に在住する久保恒造選手を現地で応援するための経費になります。

特別旅費13万8,000円は町長の旅費を、使用料1万3,000円は、男子車椅子5,000メートルの予選及び決勝の観戦チケット2枚分の購入経費となります。

次に、10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費、1、スポーツ推進事業費の増、特別旅費27万6,000円につきましては、教育長及び教育委員会職員1名が現地で応援するための予算計上になります。

その下の業務等委託料、懸垂幕作製業務委託料34万8,000円は、久保選手の出場決定を広く周知するため、懸垂幕を4枚作製し、役場庁舎、町民会館、JAびほろ、JR美幌駅に掲示するための経費になります。

使用料2万6,000円は、現地で応援する2名の観戦チケット4枚の購入経費でございます。

次に、補助金、東京パラリンピック選手後援会補助金111万9,000円につきましては、久保選手を支援する有志の会を初め、美幌町スポーツ協会、美幌町陸上競技協会、出身校などの関係団体により設立された後援会の活動に対する補助金を交付するための予算計上になります。

後援会による主な事業といたしましては、選手支援金の贈呈、現地で応援される御家族の旅費支援、応援団派遣に係る旅費助成などによりますが、事業内容に応じて、補助対象経費の50%から100%補助いたします。

また、久保選手の活躍を願い、町内の公共施設に応援メッセージや支援募金箱を設

置するほか、競技大会の当日には町民会館におきまして、テレビ観戦会が開催される予定でございます。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、議案書の16、17ページにお戻り願います。

21款繰越金、1項、1目、1節前年度繰越金192万円につきましては、今回の補正予算の財源といたしまして、前年度繰越金を充てるものでございます。

以上、承認第11号専決処分承認について御説明を申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 専決処分ということで、今回、久保さんがパラリンピックに出るということで予算説明されたのですが、今回の予算の総務費の町長の旅費、教育費の教育長の旅費、そして、随行職員の旅費について確認を取りたいのです。

パラリンピックですから、皆さん応援に行くのはわかりますけれど、今コロナで大変な時期です。そして、前回の議会でも、美幌高校の農業科が2間口から1間口になって、子供たちの未来をつなげる農業科にしたいと。未来をつなげる子供たちに美幌に残ってもらいたいという発言があった中で、あえて質問します。

町長、そして、教育長、2名についてのことになるのですが、なぜ子供たちを優先してパラリンピックの応援に送ることにしなかったのかが1点。

二つ目は、なぜ2人も行かないといけないのかが2点。

最後に、日本国内のパラリンピックに行くのに随行職員は何の仕事をするために行くのか。

日本国内では日本語を話せるのに、皆さん旅行に随行職員がいないと行けないとい

うわけではないと思うのですけれど、そこをなぜ公費100%の形で捻出するのかというところがまず1回目。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまの御質問でございますが、順番が後先になるかもしれませんが、なぜ、町長、教育長の2人ということ、さらには随行職員の必要性でございますけれども、今回、町内在住の久保恒造選手が出場されることは非常に名誉なことでもあります。

町民総ぐるみで後援会を立ち上げて、応援させていただいているということで、町民の皆さんの熱意を現地に届けたいということで、町を代表する町長、そして、教育行政を執行させていただいております教育長が現地に赴いて応援をしたいということでございます。

また、随行につきましては、議員おっしゃるように、確かに国内でありますので、渡航手続等の必要はございませんけれども、細部にわたる調整、また、支援いただいております現地の所属会社等々の協議等もありますので、随行職員を含めて町からは3人が現地に赴くという考え方でございます。

また、1点目の御質問でございますが、なぜ子供たちを優先しなかったのかということでございますけれども、議員がおっしゃっているのは、未来のアスリート事業のことかと思っておりますけれども、こちらにつきましては、現地の新型コロナウイルス感染状況等を勘案した中で、このような判断をさせていただいたところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） パラリンピックの応援について、僕は全てがだめだということではないのです。

今、日本全国コロナで、そして、昨日は国からも自宅待機で利用するのではないかと

という、ちょっと理解しにくい方向がありまして、美幌町も先週よりコロナ感染者が出ているという中で、当然、去年のコロナのときから一部の事業所については数百万円から1,000万円以上の売上げが落ちている中で、町の補助金も売上げに追いつかず、10万円、20万円ではないですか。そういう生活緊急困難者も多くいる中で、町長、教育長が全額公費負担で行くことが、美幌町民の理解を本当に得られるか。

町民の理解を得られるよう、ぜひしっかりやっていただきたいということで、その辺の説明を十分にやってほしい。やるべきだと思っていますので、そのところをぜひ最後に答弁をお願いします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 当然のことでございますけれども、町費を用いて現地へ赴くわけでございます。

その辺については、しっかり町民の皆様に理解をいただけるような形をとっていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 本日の御説明の中ではありませんでしたけれども、常任委員会の中で、積算関係の資料を説明されたと思います。

その中で、3点ばかり質問させていただきたいと思います。

まず1点目が、特別旅費で1人頭13万7,600円という積算をしておりますが、応援団の方の応援渡航旅費で12万7,600円と1万円の差がついております。この差は何なのかというのがまず1点目であります。

2点目が、補助金関係でそれぞれ100%補助と50%補助がありますが、特に、選手に対する20万円の補助率が50%となっています。これは100%でもよかったのではないかと思うのですけれど

も、100%あるいは50%の明確な根拠があるのが2点目。

3点目としまして、事務費の中で、印刷費、通信費等ということで積算していますが、具体的にどのような形で使うのか一例を示していただければと思います。

以上、3点よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（浅野謙司君） 戸澤議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の旅費の件でございますが、特別旅費の13万7,600円につきましては、職員の旅費規程に準じた金額になっておりますが、1万円の差ということでございますが、職員の旅費につきましては、1日2,500円の日当が4日分ついてまして、日当につきましては、応援団の方々には必要ないということで、その1万円分の差となっております。

それから、補助金の率、50%、100%ということですが、町の補助基準に照らし合わせながら、これまでも同様の補助率で積算をさせていただいているところでございますが、後援会の補助ということで、基本的には50%程度の補助ということですが、もともと財源がなく、寄附で支援金を集めているところもございまして、ある程度後援会の努力を含めて、補助率につきましては、これまで同様の率で積算をさせていただいているところでございます。

それから、印刷費、通信費につきましては、今後、報告会ですとか、また、通信費で言いますと、応援の電報だとか、そういった支出がございましたので、あるかないかはこれからありますけれども、そういったところに充てていく予算となっております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 1点目と3点目については了解いたしました。

2点目の補助率の関係は、過去の例からそうしたということで理解しました。

例えば、事務費、広告料、委託料は、100%です。それ以外は50%という解釈をしたのですけれども、支援金は、家族に対しては50%でわかるのですけれども、選手本人に対する支援金は、過去も50%だったのか。これについては100%でもいいのではないかと個人的には思うのです。

その辺をもう1回説明していただければと思います。

○議長（大原 昇君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（浅野謙司君） 支援金についてでございますが、20万円の50%ということで、町の補助金で全て充ててもいいとは思いますが、そこにつきましては後援会として寄附だとか、皆さんの思いを集めた中で20万円の支出をするということでございますので、町の補助金としては50%とさせていただきました。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 私は、チケットの扱いのことで伺います。今、オリンピック開催中で、パラリンピックが始まりますけれども、現状では有観客なのか、無観客なのか国や委員会から示されていません。もし無観客となったときに、細かい話ですが、前の説明ですと、チケット代は久保選手の所属している日立ソリューションズで購入しているもので手配をするということだったのですが、無観客になったときにこの費用は執行されないのかどうか、その辺だけ確認をさせていただきたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（浅野謙司君） 上杉議員の御質問ですが、チケットの取扱いということで、無観客になれば、当然、払戻しといたしますか、経費はかからないです。

実は、旅行会社でこちらを買い取っているわけではなくて、旅行会社で押さえているものを購入させていただくということになりますので、8月8日頃には有観客、無観客の判断がされるかと思いますが、その時点で取扱いについては判断させていただきたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 念のためお聞きいたします。

現在、コロナ第5波と言われるような大変急速な感染の広がりがあって、パラリンピックの段階においてどうなるのか、大変不確定な状況です。

それで、一つだけ確認をしたいのですが、先ほど、テレビ観戦会をやるということで、やれる状況であれば、私は全く異存がないという立場ですが、感染が広がって、密を避けるということで、感染について非常に慎重にせざるを得ないという場合については、予算は計上するが、執行段階では十分検討するという事を含んだ提案であると判断してよろしいか、そこだけ確認いたします。

○議長（大原 昇君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（浅野謙司君） 大江議員の御質問でございますが、御心配のとおり、パブリックビューイングにつきましても、できるかどうかの判断も感染状況を見ながら、後援会と協議をしながら判断をしていく予定でございます。

ただ、町民会館で人数を抑えながら、密を避けながら、また声を出しての応援をしないような形でのパブリックビューイング

を検討できればと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、承認第11号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第6 議案第53号

○議長（大原 昇君） 日程第6 議案第53号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） 議案書の21ページになります。

動産の取得について御説明申し上げます。

議案第53号動産の取得について。

次のとおり、動産を取得するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の1ページをお開き願ひます。

資料1、議案第53号関係でございます。

今回の動産の取得につきましては、平成2年に購入しました多目的バスの老朽化に伴う更新で、中型バス1台の購入でございます。

納入場所は、美幌町字東2条北2丁目25番地。

動産の概要につきましては、記載のとおり

りでございます。

入札年月日は、令和3年7月26日。

指名業者は、東北海道いすゞ自動車株式会社ほか記載の2社でございます。

取得の金額は、2,332万円。落札率は93.80%でございます。

取得の相手方、北見市栄町1丁目3番地5、東北海道いすゞ自動車株式会社北見支店、支店長林利美でございます。

契約保証金は、免除。

契約年月日につきましては、議決後本契約による。

納入期限は、令和4年9月30日でございます。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 今、部長から御説明を受けましたけれども、平成2年のバスの入替えということですのでけれども、平成2年のバスは、今後下取りに出すのか、それとも今後も利用するのか、それだけお願ひします。

○議長（大原 昇君） 町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） ただいまの御質問ですが、払下げを予定しております。新しいバスが入ったときに払下げを予定しております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 払下げというのは、入札にするのか、それとも、メーカーに下取りしてもらうのか、それだけお願ひします。

○議長（大原 昇君） 町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） 入札でございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第53号動産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第54号

○議長（大原 昇君） 日程第7 議案第54号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） 議案書の22ページになります。

議案第54号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の2ページをお開き願ひます。

資料2、議案第54号関係。

美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードの発行主体として明確に位置づけされるとともに、マイナンバーカードの再交付に係る手数料の徴収事務については、同機構が市区町村長に委託して行うこととされたことから、マイナンバーカードの紛失等により再交付手数料を廃止するもので

す。

改正内容は、別表に規定されております個人番号カードの再交付手数料を削り、以下の見出し番号を一つずつ繰り上げようとするものです。

なお、参考資料3ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

根拠法令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律。

施行日は、令和3年9月1日でございます。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第54号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第55号

○議長（大原 昇君） 日程第8 議案第55号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の23ページになります。

議案第55号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

令和3年度美幌町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、農業振興に係る補助金を追加するため、その所要額を予算計上しようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ592万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億381万7,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、議案書の32、33ページをお開き願います。

6款農林水産業費、1項農業費、4目農業振興費、1、農業振興事業費の増、補助金、美幌町アスパラ振興推進事業補助金、122万2,000円につきましては、アスパラの作付面積を拡大し、産地化を図るため、ビニールハウス及び資材の購入経費の一部を助成するものでございます。

農林水産省の間接補助事業の対象農家に対し、町が上乘せ補助を行うもので、国庫補助残の4分の1を上限に補助金を交付いたします。

当初予算におきましては、受益農家1戸、ハウス2棟分を計上しておりましたが、国庫補助の追加要望が認められ、受益農家が4戸、ハウス6棟に増えましたので、今回所要額を追加いたします。

次に、8、農業振興施設等整備事業費の増、補助金、産地生産基盤パワーアップ事業補助金、470万3,000円につきましては、ただいま御説明をいたしましたアスパラの作付面積を拡大し、産地化を図るための事業で、農林水産省の間接補助事業となります。

事業申請当初につきましては、受益農家1戸、ハウス2棟でありましたが、申請を希望する農家が4戸、ハウス6棟に増えたことから、農林水産省に追加要望を行い、このほど補助金の割当て内示がございませ

たので、補正予算を追加するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、議案書30ページ、31ページにお戻り願います。

17款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、1節の農業費補助金470万3,000円は、歳出で御説明いたしました産地生産基盤パワーアップ事業補助金の増額になります。

21款繰越金、1項、1目、1節の前年度繰越金122万2,000円につきましては、今回の補正予算の財源といたしまして、前年度繰越金を充てるものであります。

以上、議案第55号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第5号）につきまして御説明を申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 31ページの前年度繰越金は、補正をした後、幾ら残っているのかお知らせください。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 御質問に答弁いたします。

令和2年度、前年度の繰越金につきましては、繰越明許分を差し引くと、8,330万5,000円になります。8,330万5,000円でございます。

今回の補正予算後の繰越金の支消残、残りにつきましては、7,016万3,000円。7,016万3,000円となりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第55号令和3年度美幌

町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和3年第6回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時27分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員